

改正

昭和57年5月15日規則第28号

昭和62年3月31日規則第22号

平成元年3月25日規則第7号

平成元年5月31日規則第38号

平成2年11月14日規則第38号

平成3年4月1日規則第32号

平成3年8月31日規則第52号

平成6年3月30日規則第17号

平成7年3月31日規則第30号

平成8年3月13日規則第2号

平成9年7月25日規則第53号

平成10年9月28日規則第66号

平成11年1月22日規則第4号

平成11年12月1日規則第68号

平成13年6月19日規則第55号

平成13年8月27日規則第73号

平成14年2月19日規則第7号

平成20年1月31日規則第4号

平成22年3月25日規則第15号

平成23年3月25日規則第26号

平成28年3月31日東京都板橋区規則第80号

東京都板橋区立文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区立文化会館条例（昭和57年板橋区条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用申請の方法)

第2条 条例第5条第1項の規定に基づく会館の施設の利用申請は、別記第1号様式の申請書を施

設管理者（条例第14条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が会館の管理を行う場合にあつては当該指定管理者、区長が会館の管理を行う場合にあつては区長をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。ただし、付帯設備のうち駐車場については、申請書を省略することができる。

一部改正〔平成13年規則55号・22年15号〕

（利用申請の受付）

第3条 前条の利用申請の受付期間は、施設及び利用申請者の区分に応じた別表第1に定める期間とする。ただし、施設管理者は、利用する施設、利用する形態等が施設の管理運営上支障がないと認めるときは施設管理者が別に定める日まで利用申請を受け付けることができる。

2 利用申請の受付の際に2以上の申請者があるときは、抽選によりその申請の順序を定めてこれを受け付ける。ただし、施設管理者は、区長が申請に係る施設を利用させることが区の行政目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該申請を他の申請より先に受け付けるものとする。

一部改正〔平成11年規則4号・22年15号〕

（利用承認）

第4条 施設管理者は、第2条の利用申請があつた場合において利用を承認したときは、別記第2号様式の承認書を申請者に交付する。ただし、付帯設備のうち駐車場については、承認書を省略することができる。

2 利用の承認は、申請の順序による。

一部改正〔平成13年規則55号・22年15号〕

（使用料の納付）

第5条 使用料（指定管理者により会館の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）は、承認書の交付を受ける際（付帯設備のうち駐車場にあつては退場の際）に納付しなければならない。

2 施設管理者は、次の各号に掲げる場合に、施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の申立てにより使用料の100分の50相当額を納付させて、残額の納付を各号に定める日まで猶予することができる。

（1）大ホールの利用者が承認書の交付の際に使用料の全額を納付することが困難であると認める場合 利用日の1月前の日まで

（2）大ホール以外の施設の利用者が板橋区（以下「区」という。）の後援を得ようとする場合 利用日の10日前の日まで

3 第1項の規定にかかわらず、施設管理者は、利用者が官公署である場合においては、使用料の納付期限を別に指定することができる。

一部改正〔平成11年規則4号・13年55号・22年15号〕

(付帯設備使用料)

第6条 条例第6条第2項の規定に基づき規則で定める付帯設備に係る使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定に基づき使用料（付帯設備に係る使用料を除く。以下この項及び第5項において同じ。）を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 区が行政目的のため利用する場合 免除
- (2) 区以外の官公署が行政目的のため利用する場合 5割相当額
- (3) 区立学校が教育目的のため利用する場合 5割相当額
- (4) 公共的団体（区長が認定したものに限る。）が区の後援を得て区民の芸術文化の振興及び福祉の向上の目的のため利用する場合 5割相当額
- (5) 公共的団体（区長が認定したものに限る。）が公共又は公益目的のため利用する場合 3割相当額
- (6) 区内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（区立学校及び幼稚園を除く。）が教育目的のため利用する場合 3割相当額
- (7) その他区長が必要と認める場合 区長がその都度定める額

2 前項第1号に該当する場合は、付帯設備に係る使用料を免除する。

3 付帯設備のうち駐車場に係る使用料については、前項に定めるほか、次に掲げる場合に免除する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者が乗車している場合
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害者と判定を受けた者が乗車している場合
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者が乗車している場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた場合

- 4 第1項の規定は、条例別表1の表備考第3号（同表2の表備考第1号において適用する場合を含む。）の規定により使用料が割増しとなる場合は、適用しない。
- 5 使用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書により施設管理者に申請しなければならない。
- 6 施設管理者は、必要があると認めるときは、減額又は免除の事由を証明すべき書類の提示を求めることができる。

一部改正〔昭和57年規則28号・平成11年4号・68号・13年55号・22年15号〕

（割増使用料非徴収事由）

第7条の2 条例別表1の表備考第3号ただし書の規則で定める事由に該当する場合は、次のとおりとする。

- （1）主として演劇、演芸、音楽その他の興行を催す場合で入場料が7,000円以下のとき。
- （2）主として講演、講座、講習等を催す場合で入場料が5,000円以下のとき。
- （3）主として映画を上映する場合で入場料が2,000円以下のとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合

追加〔平成元年規則7号〕、一部改正〔平成9年規則53号・11年68号〕

（利用時間の延長等）

第8条 条例別表に規定する各利用区分の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げて施設を利用しようとする者は、別記第4号様式の申請書を施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 施設管理者は、前項の利用を承認したときは、別記第5号様式の承認書を申請者に交付する。

一部改正〔平成10年規則66号・22年15号〕

（利用承認の変更）

第9条 利用者は、第4条第1項の承認書の記載事項の内容を変更しようとするときは、別記第4号様式の申請書を施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 施設管理者は、前項の変更を承認したときは、別記第5号様式の承認書を申請者に交付する。

一部改正〔平成10年規則66号・22年15号〕

（使用料の還付）

第10条 条例第8条ただし書の規定に基づき既納の使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1）条例第11条第4号又は第5号の規定に基づき利用の承認を取り消した場合 既納の使用料

の全額

(2) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第120条第2項の規定により公職の候補者等が個人演説会等に利用する場合(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第164条の規定により施設を無料で利用する場合を除く。)で利用日の2日前までに利用しない旨を申し出たとき 既納の使用料の全額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者の責任によらない理由で利用ができなくなった場合 既納の使用料の全額

(4) 次に掲げる期日までに次条第1項の定めるところに従い利用の辞退を申し出た場合で相当の理由があると認められるとき。 既納の使用料の5割相当額

ア 大ホールにあつては、利用日の1月前の日

イ その他の施設にあつては、利用日の10日前の日

2 既納の使用料の還付を受けようとする者は、別記第8号様式の請求書により施設管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成8年規則2号・20年4号・22年15号〕

(利用承認の取消し等)

第11条 利用の承認を受けた施設の利用を辞退しようとする者は、別記第8号様式の届書に交付を受けた承認書を添えて施設管理者に届け出なければならない。

2 施設管理者は、条例第11条の規定に基づき利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、別記第9号様式の通知書により通知する。

一部改正〔平成22年規則15号〕

(利用者の責務)

第12条 利用者は、施設を利用するにあつては、交付を受けた承認書を提示しなければならない。

2 施設を利用するにあつての準備及び利用終了後の施設の原状回復は、承認された利用時間内に行わなければならない。

3 前2項のほか、利用者は、施設管理者が会館管理上必要な指示をしたときは、これに従って利用しなければならない。

一部改正〔平成22年規則15号〕

(指定管理者の公募)

第13条 条例第15条第1項の規定による公募は、区の広報への掲載その他適宜の方法により行うものとする。この場合において、区長は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 会館の概要
- (2) 条例第14条各号に掲げる業務の範囲及びその内容
- (3) 条例第15条第3項各号に掲げる選定の基準
- (4) 会館の管理運営を行わせる期間
- (5) 第15条の規定による申請の受付期間
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 提出する書類
- (8) その他区長が必要と認める事項

追加〔平成22年規則15号〕

(公募の例外等)

第14条 条例第15条第1項ただし書に規定する特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の公募に対し、次条の規定による申請がないとき。
- (2) 第16条第1項に規定する選考の結果、条例第15条第3項に規定する最も相当と認める法人等（以下「指定管理者候補団体」という。）が存在しないとき。
- (3) 指定管理者の指定が取り消されたときその他公募をする暇がないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募を行うことができない特別な理由があると区長が認めるとき。

2 指定管理者が会館の管理を行うことができないときは、会館の管理運営業務の全部又は一部は、区長が行うものとする。

追加〔平成22年規則15号〕

(指定管理者の指定の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、区長が別に定める期間内に、別記第10号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 会館の管理運営に係る事業計画書
- (2) 会館の管理運営に係る収支計画書
- (3) 申請をした法人その他の団体（以下「申請団体」という。）の概要、履歴、活動の実績等を記載した書類
- (4) 申請団体の経営状況を記載した書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

追加〔平成22年規則15号〕

(指定管理者の選考及び指定)

第16条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、指定管理者候補団体を選定するため、申請団体について、別に定める方法による選考を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する選考を行つたときは、指定管理者候補団体に選定した申請団体に対しては別記第11号様式の通知書によりその旨を通知し、その他の申請団体に対しては別記第12号様式の不指定書を交付するものとする。

3 区長は、指定管理者候補団体を東京都板橋区議会の議決を経て指定管理者に指定するときは別記第13号様式の指定書を、指定管理者に指定しないときは別記第12号様式の不指定書を交付するものとする。

追加〔平成22年規則15号〕

(指定取消し等の通知)

第17条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、別記第14号様式の通知書により通知するものとする。

追加〔平成22年規則15号〕

(事業報告書等)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を区長に提出しなければならない。

2 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日の翌日から起算して30日以内に、当該年度の管理運営業務を開始した日から指定期間が満了した日又は指定を取り消された日までの間の事業報告書を区長に提出しなければならない。

3 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該年度の管理運営業務の実施状況及び会館施設の利用状況
- (2) 当該年度の利用料金の収入状況
- (3) 当該年度の管理運営経費の収支状況
- (4) その他区長が会館の管理運営状況の実態を把握するために必要と認める事項

4 区長は、会館の管理運営の適正を期するため、第1項に規定する事業報告書のほか、当該管理運営業務の実態、経理状況等に関し、定期的若しくは臨時的に報告を求め、又は実地調査若しくは必要な指示を行うことができる。

追加〔平成22年規則15号〕

(施設管理者変更時の取扱い)

第19条 施設管理者の変更があつたときは、当該変更の日（以下「変更日」という。）前における施設管理者（以下「旧管理者」という。）に対して変更日前に行われた申請その他の行為は、変更日以後における施設管理者（以下「新管理者」という。）に対して行われたものとみなす。

2 施設管理者の変更があつたときは、旧管理者が変更日前に行つた承認その他の行為は、新管理者が行つたものとみなす。

追加〔平成22年規則15号〕

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に区長が定める。

追加〔平成7年規則30号〕、一部改正〔平成22年規則15号〕

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都板橋区立板橋区民会館条例施行規則（昭和44年板橋区規則第11号）は、廃止する。

付 則（昭和57年5月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年3月31日規則第22号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年3月25日規則第7号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成元年5月31日規則第38号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

付 則（平成2年11月14日規則第38号）

この規則は、平成2年11月15日から施行する。

付 則（平成3年4月1日規則第32号）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）東京都板橋区立文化会館条例施行規則（中略）に基づいて作製された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

付 則（平成3年8月31日規則第52号）

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立文化会館条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成7年3月31日規則第30号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月13日規則第2号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年7月25日規則第53号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

付 則（平成10年9月28日規則第66号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立文化会館条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年1月22日規則第4号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立文化会館条例施行規則に基づいて作製された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年12月1日規則第68号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定中「別表1の表の備考第4号」を「別表1の表備考第3号」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成13年6月19日規則第55号）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立文化会館条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成13年 8 月27日規則第73号）

この規則は、平成13年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成14年 2 月19日規則第 7 号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成20年 1 月31日規則第 4 号）

1 この規則は、平成20年 2 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都板橋区立文化会館条例施行規則は、平成20年 4 月 1 日以後の施設の利用に係る申請、承認その他の行為について適用し、同日前の施設の利用に係る申請、承認その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（平成22年 3 月25日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年 3 月25日規則第26号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 3 月31日東京都板橋区規則第80号）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区立文化会館条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 3 条関係）利用申請の受付期間

利用申請者	区内に住所を有する者（法人その他の団体にあつては、その事務所が区内に存するもの）及び区内に存する事務所・事業所に勤務する者	その他の者
施設		
大ホール	利用日の 1 年前の日の属する月の初日から利用日の 1 月前の日まで	利用日の 1 年前の日の属する月の 6 日から利用日の 1 月前の日まで

小ホール 大会議室（展示室）	利用日の6月前の日の属する月の初日から利用日の10日前の日まで	利用日の6月前の日の属する月の6日から利用日の10日前の日まで
その他の施設	利用日の6月前の日の属する月の初日から利用日の3日前の日まで	利用日の6月前の日の属する月の6日から利用日の3日前の日まで
	大ホールの利用に付随してその他の施設を利用する場合の受付期間は、大ホールの例による。	

備考

- 1 受付の始期又は終期の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日又は会館の休業日（以下「休業日等」という。）に当たるときは、その日の直後又は直前の休業日等でない日をそれぞれ受付の始期又は終期の日とする。
- 2 付帯設備に係る利用申請は、この表に定める受付期間以後も受け付ける。

一部改正〔平成3年規則32号・6年17号〕

別表第2（第6条関係）付帯設備使用料

種別		利用単位	使用料の額	備考	
楽器	ピアノ	フルコンサート（スタインウェイ）	1台につき 1回	9,000円	
		フルコンサート（国産）		3,500円	
		セミコンサート		2,000円	
	リハーサル室用ピアノ	グランドピアノ		2,000円	
	練習室用ピアノ	アツプライト（国産）		500円	
		大会議室用エレクトーン		1,000円	
		練習室用コンガ		200円	
		大太鼓		1,000円	
舞台設備	オーケストラピット		1式につき	6,000円	
	迫り	大迫り	1回	2,000円	

	中迫り		1,500円	
	小迫り		1,000円	
	スツポン迫り		1,000円	
音響反射板	大ホール		10,000円	
	小ホール		5,000円	反射板ライトを含む。
所作台	大ホール		7,000円	化粧框（かまち）を含む。
	小ホール		3,000円	
花道用所作台			2,500円	
和室用所作台			1,500円	
仮設花道			3,500円	
鳥屋囲い			1,500円	揚幕を含む。
平台		1台につき	150円	
開き足		1回	100円	
箱足			50円	
雛（ひな）壇用蹴込		1列につき 1回	150円	
松羽目	大ホール	1式につき	2,000円	
	小ホール	1回	1,000円	
竹羽目	大ホール		1,000円	
	小ホール		500円	
金・銀・鳥の子屏（びょう）風		1双につき 1回	2,000円	
地絰（かすり）	大ホール	1枚につき 1回	600円	
	小ホール		300円	
上敷			200円	
毛氈（せん）			100円	
フェルト			100円	毛氈（せん）の大きさ

						を1枚とする。
	長毛氈 (せん)				500円	
	長布団				100円	
	高座用座布団				100円	
	紗 (しや) 幕	大ホール	1 式につき 1 回		1,000円	
		小ホール			500円	
	浅黄幕				600円	
	人形立		1 個につき 1 回		50円	
	支木		1 本につき 1 回		50円	
	奏者用譜面台		1 台につき 1 回		50円	
	譜面灯		1 個につき 1 回		50円	
	指揮者台	大ホール	1 台につき 1 回		300円	指揮者用譜面台を含む。
		小ホール			200円	
	コントラバス用いす		1 脚につき		100円	
	オーケストラ用いす		1 回		50円	
	雪かご (雪付き)		1 個につき 1 回		100円	
	ドライアイスマシン		1 台につき 1 回		1,000円	
	リノリウム	大ホール	1 式につき 1 回		3,000円	
		小ホール			1,500円	
照明設備	照明セット	大ホール	ボーダー ライトセ ット	1 式につき 1 回	無料	ボーダーライト(2列)

		天板ライト セット		10,600円	天板ライト
		アッパー ホリゾン トライト セット		3,000円	アッパーホリゾン トライト(1列) 500ワット ハロゲン
		ローホ リゾン トライトセ ット		2,000円	ローホリゾントライ ト(1列) 300ワットハ ロゲン
	小ホール	ボーダー ライトセ ット		無料	ボーダーライト(2列)
		アッパー ホリゾン トライトセ ット		2,000円	アッパーホリゾント ライト(1列) 300ワット ハロゲン
		ローホ リゾン トライトセ ット		1,000円	ローホリゾントライ ト(1列) 200ワットハ ロゲン
ボーダー ライト	大ホール		1列につき	1,500円	
	小ホール		1回	1,000円	
サスペン ションラ イト	500ワット		1台につき	350円	ハロゲン
	1キロワット		1回	500円	
	2キロワット			600円	
	トップサスペンションライト			500円	大ホール・1キロワッ トハロゲン
トーマン	大ホール			500円	1キロワットハロゲン

タルライ ト	小ホール		350円	500ワットハロゲン
タワーライト			500円	1キロワットハロゲン
フットラ イト	大ホール	1式につき	1,000円	
	小ホール	1回	700円	
花道フットライト		1本につき 1回	200円	
シーリン グライト	1キロワット	1台につき	500円	ハロゲン
	2キロワット	1回	600円	
シーリン グ ピンス ポットラ イト	1キロワット		1,000円	
センタ ー ピンスポ ットライ ト	大ホール		3,000円	2キロワットクセノン
	小ホール		1,000円	1キロワットハロゲン
	小ホール		1,500円	1キロワットクセノン
			1,000円	1キロワットハロゲン
フロン ト サイドラ イト	大ホール		550円	1.5キロワットハロゲン
	小ホール		500円	1キロワットハロゲン
	ピンスポット		1,000円	
スポッ ト ライト	500ワット		350円	ハロゲン
	1キロワット		500円	
	1.5キロワット		550円	
	2キロワット		600円	
カッタ ー ライト	1キロワット		600円	
	2キロワット		1,200円	
ピンスポ ット	650ワット		500円	大会議室・ハロゲン

ツトライ					
ト					
パーライ	1キロワット		800円	ハロゲン	
ト	500ワット		500円		
フツトスポットライト			100円		
ストリップライト		1本につき	400円	8灯用	
		1回	600円	12灯用	
500ワット効果機		1式につき	1,200円	スポットライト、スパ イラルマシン、デスク マシン、スライドキャ リアマスク、先玉（以 上ハロゲン）	
1キロワット効果機		1回	1,600円		
2キロワット効果機			1,700円		
スパイラルマシン		1台につき	600円		
デスクマシン		1回	600円		
プリズムマシン			700円		
カレイドマシン			700円		
波マシン			1,000円		
ミラーボ	吊用	大	800円		
ール		小	300円		
	置用		700円		
ストロボ			1,000円		
マルチストロボ			2,000円		
スライドキャリアマスク			200円		
スモークマシン			1,600円		(液別)
先玉			300円		
星球	大型	1式につき	1,000円		
	小型	1回	800円		
種板	デスクプレート	1枚につき	300円		
	スパイラルマツト（ガラ	1回	200円		

		ス)			
		メタル		100円	
	スライド	メタル	1式につき	100円	
	マット	ガラス	1回	200円	
		I T Oライト650ワット	1台につき	500円	
		オーロラマシン500ワット	1回	700円	
		ミニパーライト500ワット		500円	
		F Qライト1.5キロワット		400円	
		F Qライト2キロワット		500円	
		9灯ミニブルートライト		3,600円	
		ミニブルートライト500ワット		800円	
音響設備	ホール音響セット		1式につき 1回	5,000円	スピーカー（1式）、 ホールドバックスピー カー（2台）、マイク （2本）
	エレベーターマイク装置		1基につき	1,500円	
	3点吊りマイク装置		1回	1,500円	
	マイク ホン	コンデンサー	1台につき	800円	マイクスタンドを含 む。
		ダイナミック	1回	500円	
		ワンポイントステレオ		2,000円	
		ワイヤレス	1回路につ き1回	1,000円	
	大小ホール用マイクスタンド		1本につき 1回	50円	
	レコード プレーヤ ー	固定	1台につき 1回	2,000円	
		テーブル コーダー	固定	2,000円	
	携帯		500円		

	カセット		500円	
	MDデッキ		500円	
	ホールドバックスピーカー		500円	
	ホールドバックスピーカー用パワーセット	1 式につき 1 回	2,400円	プロセッサー (1 台)、 イコライザー (1 台)、 アンプ (2 台)
	ライン出入力回路	1 回路につ き 1 回	250円	
	パワーアンプ	1 台につき	600円	
	リミッター	1 回	500円	ステレオ
	仮設メインミキサー		5,000円	
	仮設メインスピーカー用パワーセッ ト	1 式につき 1 回	3,100円	プロセッサー (1 台)、 アンプ (3 台)
	仮設メインスピーカー L・R		18,000円	スピーカーシステム (12台)
	映写用スピーカー		4,500円	スピーカーシステム (3 台)
	デジタルマルチプロセッサー	1 台につき 1 回	700円	
	マイクプリアンプ		600円	
	デジタルリバーブ		500円	
	デジタルディレイ		500円	
	CDプレーヤー		500円	
	グラフィックイコライザー		500円	
マルチ コード	8チャンネル	1 式につき	200円	
	12チャンネル	1 回	300円	
	16チャンネル		400円	
	サブミキサー	1 台につき	1,500円	
	大会議室、第 1 和室、第 2 和室、リ	1 回	500円	

ハーサル室用マイクロホン			
大会議室、第1和室、第2和室、リ ハーサル室用ワイヤレスマイク		500円	
練習室用マイクロホン		250円	マイクスタンドを含 む。
第1練習室音響セット	1式につき 1回	1,500円	ドラムセット、P Aミ キサー、スピーカー(2 台)、CDプレーヤー、 カセットデッキ、ギタ ーアンプ(2台)、ベ ースアンプ、マイクロ ホン(4本)
第2練習室音響セット		500円	プリメインアンプ、カ セットテープレコーダ ー、CDプレーヤー、 マイクミキサー、マイ クロホン(1本)、ス ピーカー(2台)
第3練習室音響セット		1,000円	ドラムセット、P Aミ キサー、スピーカー(2 台)、CDプレーヤー、 カセットデッキ、ギタ ーアンプ(2台)、ベ ースアンプ、マイクロ ホン(4本)
和室音響セット		1,000円	アンプ、マイクロホン (1本)、CDプレー ヤー、カセットテーブ レコーダー、メインス

				ピーカー
	大会議室音響セット		1,000円	アンプ、カセットテープレコーダー、MDプレーヤー、CDプレーヤー、メインスピーカー
	リハーサル室音響セット		1,000円	アンプ、マイクロホン（1本）、CDプレーヤー、カセットテープレコーダー、メインスピーカー
	第1練習室用電子ピアノ	1台につき 1回	500円	
	大会議室カラオケセット	1式につき	2,000円	マイクロホン2本を含む。
	和室カラオケセット	1回	2,000円	
	DATデツキ	1台につき	500円	
	ダイレクトボックス	1回	800円	
その他の設備	35ミリ映写機	1式につき 1回	10,000円	スクリーンを含む。
	スライド映写機	大ホール、小ホール	2,000円	
		大会議室	1,000円	
	スクリーン	大ホール	1,000円	
		小ホール	500円	
	大会議室（展示室）用移動舞台		2,000円	
	オーバーヘッドプロジェクター		1,000円	スクリーンを含む。
	ビデオプロジェクター		1,000円	
	茶室、第3和室、第4和室茶道具		1,000円	
	炉だん	第3和室、第4和室	1台につき 1回	500円

水屋	第4和室	1式につき 1回	500円	
姿見用鏡		1台につき	200円	
大会議室用ついたて		1回	200円	
大ホール用楽屋浴室		1室につき 1回	1,000円	
持込器具使用電源		1キロワツ トにつき1 回	70円	
ワイヤレスインターカム		1式につき 1回	6,000円	親機、子機
駐車場	練習室以外	1台につき	1,000円	
	練習室	1回	500円	

備考

利用回数については、午前、午後及び夜間の利用区分の利用をそれぞれ1回、午前・午後及び午後・夜間の利用区分の利用をそれぞれ2回、全日の利用区分の利用を3回と算定する。ただし、練習室については利用区分を5区分とし、各利用区分の利用をそれぞれ1回と算定し、複数の利用区分を利用する場合は、その合算回数を利用回数とする。

一部改正〔昭和62年規則22号・平成元年38号・2年38号・3年52号・6年17号・9年53号・13年55号・73号・14年7号・22年15号〕

別記第1号様式（第2条関係）

全部改正〔平成20年規則4号〕、一部改正〔平成22年規則15号〕

第2号様式（第4条関係）

全部改正〔平成23年規則26号〕

第3号様式（第7条関係）

全部改正〔平成20年規則4号〕、一部改正〔平成22年規則15号〕

第4号様式（第8条、第9条関係）

全部改正〔平成20年規則4号〕、一部改正〔平成22年規則15号〕

第5号様式（第8条、第9条関係）

全部改正〔平成23年規則26号〕

第6号様式及び第7号様式 削除

削除〔平成10年規則66号〕

第8号様式（第10条、第11条関係）

全部改正〔平成20年規則4号〕、一部改正〔平成22年規則15号〕

第9号様式（第11条関係）

全部改正〔平成28年規則80号〕

第10号様式（第15条関係）

追加〔平成22年規則15号〕

第11号様式（第16条関係）

追加〔平成22年規則15号〕

第12号様式（第16条関係）

追加〔平成22年規則15号〕

第13号様式（第16条関係）

追加〔平成22年規則15号〕

第14号様式（第17条関係）

全部改正〔平成28年規則80号〕